

# 函館市商店街等イベント開催補助金の概要

## 1 事業趣旨

商店街等が実施するイベントは必要不可欠な要素となっていることから、商店街等が実施するイベント事業を支援することにより、商店街等の賑わいの創出を図るとともに、イベントを通じて商店街等の周知を図り、顧客の獲得の促進を目的とします。

## 2 補助対象者

市内に事務所を有する

- ・商店街振興組合法に規定する商店街振興組合
- ・中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合または協同組合連合会であって、小売市場を運営する団体
- ・函館市商店街連盟に属する商店街団体
- ・商工会法に規定する商工会

## 3 補助対象事業

商店街等が地域の賑わい創出およびイベントを通じて商店街の周知を図り、顧客の獲得を目的として実施するイベント事業

(ただし、事業の実施の全部を委託して行うものを除く)

## 4 申請期間

随時受付(ただし、事業開始1か月前までに必ず申請してください)

申請前の事前着手は認められません。

## 5 補助対象経費

補助対象事業に要する経費

ただし、次に掲げる経費を除きます。

- ・商店街等の運営経費
- ・食糧費および交際費に相当する経費
- ・販売等を目的とした商品の仕入れに係る経費
- ・その他補助することが適当でないと認められる経費

## 6 補助金の補助率と限度額

補助対象者	補助率	補助限度額
(1) 商工会	3分の2以内	1,000,000円
(2) その他の商店街等	3分の2以内	500,000円

※1年度中に1商店街等につき補助限度額の範囲内で申請可能(複数事業可)

複数の商店街等が連名で申請することも可能で、その場合の補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額で、各商店街団体等の限度額の合計額を限度とします。

たとえば・・・

A 商工会 B 商店街 C 商店街 この3団体が合同でイベントを開催し、補助金を連名で申請する場合には、

補助率 3分の2以内

補助限度額  $100万円 + 50万円 + 50万円 = \underline{200万円}$

となります。

## 7 補助金の交付の決定

提出していただいた申請書等をもとに、申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、内容の調査をした上で、補助金の交付の決定をします。

(交付決定前に事前着手した経費については、補助対象経費とはなりません。)

## 8 補助金の交付

補助金は、交付決定後に概算払いにて交付します。

## 9 その他

補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。

お問い合わせ先

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市経済部商業振興課

電話(0138)-21-3306 FAX(0138)-27-0460

E-Mail: [shougyou@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:shougyou@city.hakodate.hokkaido.jp)